

高知県有機農業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県有機農業推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、有機農業の取組を推進するため、有機農業に取り組む農業者等の有機JAS認証取得及び生産技術の向上について、補助事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。

(補助事業者、補助率等)

第3条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率等は、別表に定めるとおりとし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。ただし、補助を行う期間は、単年度限りとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第2号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても補助金の交付の目的に沿った効率的な運用に努めること。

- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、第9条第5号アからコまでのいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助事業により取得した財産1件当たりの取得価格が10万円以上の設備及び道具で、処分制限期間を経過しないものは、別記第3号様式による財産管理台帳及びその他関係書類を保管すること。
- (10) 知事が事業成果を求めた場合、速やかに対応すること。
- (11) 別表に掲げる事業実施主体が、県税の納税義務者である場合は県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式をいう。）及び本人確認書類の写し（補助事業者が個人の場合はマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をいい、補助事業者が法人の場合は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をいう。）を、県税の納税義務がない場合は申立書を知事に提出すること。また、税外未収金債務の滞納がないことを確認するための書類として別記第4号様式による誓約書兼同意書を前条第1項の規定による交付申請時に知事に提出すること。

（補助事業の変更）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、事前に別記第5号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の実施内容の追加
- (2) 補助金額の増額
- (3) 補助金額の20パーセントを超える減額

（実績報告等）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第6号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らか

になったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の概算払）

第8条 補助金の交付は、原則として精算払とする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第9条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達し得なかったとき。
- (3) 補助金を当該補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 第5条の規定に違反したとき又は第7条第1項の規定による報告をせず、補助事業の内容を確認することができないとき。
- (5) 補助事業者が次に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
 - ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）であるとき。
 - イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - ウ その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

ケ その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

コ その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付、当該事業の実施等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第5条第4号、第5号及び第7号から第10号まで、第7条第3項、第9条並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。